

令和2年5月12日

一般社団法人群馬県建設業協会
会 員 各 位

一般社団法人群馬県建設業協会
会 長 青 柳 剛

新型コロナウイルス対応に関する情報提供（5月12日）

新型コロナウイルス感染症への対応に関して、以下について国土交通省他各省庁から通知がありましたので、お知らせします。
詳細はそれぞれの資料をご確認ください。

1. ITを活用した建築士法に基づく重要事項説明の実施について

- ・ 設計又は工事管理受託契約を建築主と締結する場合、建築士法に基づく重要事項説明を従来は対面により行うことが前提とされていますが、当面の暫定的措置として、ITを活用した重要事項の説明を行った場合についても、建築士法第24条の7第1項の規定に基づく説明として扱われます。

⇒ 詳細は「ITを活用した重要事項説明の実施」をご覧ください。

2. 令和2年度第1次補正予算を踏まえた建設業者向けの支援策について

- ・ 補正予算の成立に伴い、経済対策に係る建設業者向けの支援策一覧及び各支援策の概要、特に雇用調整助成金及び持続化給付金の活用について資料の提供がありました。

⇒ 詳細は各添付資料をご覧ください。

3. 緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応の延長について

- ・ 緊急事態宣言が延長されたことを踏まえ、基本的対処方針で示された事業の継続性に留意しつつ、工期の見直しや一時中止等で適切な措置を行うこととされています。

⇒ 詳細は「緊急事態宣言を踏まえた対応の延長」をご覧ください。

一般社団法人群馬県建設業協会

TEL 027-252-1666

FAX 027-252-1993